

申告受け付けは



申告受付日程

【各日程とも 印のある会場でのみ申告受け付けを実施します。市役所税務課では、申告受け付けを行っていませんのでご注意ください。】

開催日	2月16日(月)	2月17日(火)	2月18日(水)	2月19日(木)	2月20日(金)	2月23日(月)	2月24日(火)	2月25日(水)	2月26日(木)	2月27日(金)	3月1日(月)	3月2日(火)	3月3日(水)	3月4日(木)	3月5日(金)	3月8日(月)	3月9日(火)	3月10日(水)	3月11日(木)	3月12日(金)	3月15日(月)	時 間
申告会場																						
文化プラザ・ルナホール																						
ウエルフェア土岐																						
駄知コミュニティセンター (駄知支所2階)																						
鶴里公民館																						
曾木公民館																						
																						9時 ～ 16時

申告に必要なもの

市県民税の申告書または所得税の確定申告書（お持ちでない方は申告会場にあります）

印鑑

平成15年中の収入金額が分かるもの = 給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など

各種控除を受ける場合に必要なもの（上記の収入が分かるものは、合わせて必要です）

生命保険料控除・損害保険料控除を受ける場合 = 保険料控除証明書（支払証明書）

社会保険料控除を受ける場合 = 支払金額が分かるもの（領収書など）

配偶者特別控除を受ける場合 = 平成15年中の配偶者の所得金額が分かるもの

医療費控除を受ける場合 = 平成15年中に支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた場合は、その金額が分かるもの

所得税の還付を受ける場合は、振込先（本人名義の通帳の金融機関名・支店名・口座種別・口座番号）が分かるものが必要です。

申告の際の注意事項

必要な添付書類は必ずお持ちください

源泉徴収票、保険料の控除証明書など申告の際に必要な書類をお持ちでない場合は、申告を受け付けることができません。必要な添付書類などを確認の上、会場へお越しください。

自営業の方、譲渡所得のあった方（土地・建物などを売却された方）

自営業の方、譲渡所得のあった方は、多治見税務署でのみ申告相談（確定申告）を行います。そのため、市役所にお越しただいても、申告相談は受けられませんので多治見税務署へお出かけください（市の申告書が届いた方は、市役所でも申告相談ができます）。また、自営業の方は収支内訳書の作成が必要です。

国民年金に加入されている方（本紙6頁参照）

現在、国民年金は社会保険事務所で賦課徴収業務を行っています。国民年金納付額の社会保険料控除を受けようとする方は、納付した領収証書をお持ちください。

市県民税・所得税の

2月16日(月)～3月15日(月)

申告受け付けは

文化プラザ・

ルナホール

で行います

従来、市役所での申告受け付けは、庁舎1階の税務課を会場としていましたが、昨年からは、会場を市役所隣の文化プラザ・ルナホールに変更して行っています。このため、庁舎内の税務課では、申告期間中は申告受け付けを行いませんのでご注意ください。

また、公民館など各出先機関での申告受け付け時には、文化プラザ・ルナホールでの申告受け付けは行いませんのでご注意ください（受け付け日程は、右の日程表でご確認ください）。

所得税・市県民税の申告は、3月15日(月)までです。関係書類を早めにそろえ、期間内に申告していただくようお願いいたします。

所得税の確定申告書を提出される方や無収入で扶養親族となっている方は、市県民税の申告は必要ありません（ただし、国民健康保険や児童手当などの関係で、申告が必要となる場合があります）。

給与所得のみの方は通常申告の必要はありませんが、前年中に退職され、年末調整の済んでいない方や医療費控除・生命保険料控除などを受けようとされる方は、申告が必要です。

市県民税の申告

前年中に勤務先を退職された方、そのほか市県民税の申告が必要であると思われる方には、2月上旬にご自宅へ市県民税申告書をお送りします。申告期間中は混雑が予想されますので、指定された期日に会場へお越しください。

なお、指定日に都合の悪い方は、3月15日までに文化プラザ・ルナホールへお越しください（右頁実施日程にご確認ください）。

税務署からのお願いとお知らせ

申告書は自分で書いてお早めに！

税務署では、原則として職員の代書は行いませんが、職員のアドバイスにより納税者ご自身で申告書を作成できる体制を整えています。

申告書の提出は郵送でも結構です

郵送の場合は、多治見税務署（〒507-8706 多治見市音羽町1丁目35番地）までお送りください。

国税庁HP(ホームページ)で所得税の確定申告書が作成できます！

詳しくは、国税庁HPの「所得税の確定申告書作成コーナー」をご覧ください。

HPアドレス = <http://www.nta.go.jp>

「消費税課税事業者届出書」提出のお願い

消費税法が改正され、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、平成17年分の消費税の申告が必要になります。平成15年分所得税の確定申告書を提出される際に「消費税課税事業者届出書」も併せてご提出ください。

所得税の確定申告

所得税の確定申告については、還付申告などの方（自営業の方で収支内訳書・申告書が作成済みの方も含む）の受け付けをプラザ・ルナホール（実施日程は右頁）で行います。それ以外の方は多治見税務署へお出かけください。

お問い合わせ先

所得税に関すること

多治見税務署（☎220101）

市県民税に関すること

市役所税務課・市民税係

（内線171・172）

